

貨幣用金事件規則の適用基準にかかる覚書

—一九九五年国際司法裁判所・東ティモール事件判決を中心⁽¹⁾に—

大河内美香

一はじめに

議論

二 貨幣用金事件規則の適用基準をめぐる従来の判例

見解

1 貨幣用金事件規則の適用基準をめぐる従来の と東ティモール事件判決

判例

2 東ティモール事件判決

括

3 小括

四 おわりに

三 貨幣用金事件規則の適用基準をめぐる解釈論上の

解釈

3 貨幣用金事件規則の適用基準にかかる覚書

一はじめに

国際法秩序のもとでは、国際裁判を行うに際し、訴訟当事者となるべき国家が当該裁判の付託に同意することが必要とされている。⁽²⁾かかる原則は、裁判による解決を必要としている紛争が、二国間構造に合致している場合に

は、眞の利害関係国の同意に基づいて、右利害関係国を訴訟当事者とした訴訟進行を可能にするという実益を有する。

しかしながら、実在としての紛争は、常に裁判に適合するよう二国間構造に合致するとは限らない。⁽³⁾ 紛争の多数国間化現象が認められる状況では、当事者の同意によって訴訟が付託された場合でも、訴訟外に留まっている利害関係国（以下、「第三者」という。）と、係属中の訴訟との関係をいかに規律すべきかが問われる事態が生じ得る。⁽⁴⁾かかる場合、訴訟の一方当事者—とりわけ被告（parties défenderesses）の地位にある当事者—は、第三者の権利利益が訴訟の「審判対象（subject-matter/l'objet de la décision）」を構成し、該第三者の同意なくして裁判所は請求を受理し得ないとの抗弁を主張して⁽⁵⁾いた。また、第三者の側から、自国の権利利益が審判対象を構成しているとの理由で、裁判所に対し、訴訟参加を許可するか、そもそもば管轄権を行使しないよう求める主張が行われてきた。⁽⁶⁾上記の、「第三国との法的権益ないし責任の問題が『まさに裁判の主題』をなすときは、裁判所は当該第三国との同意なしに裁判を行つことはできない」とする規則は、一般に「貨幣用金事件規則」と称される。この規則は、「一九四三年にローマから持出された貨幣用金に関する事件」において判示された規則であり、同事件以後、数々の事件において、一方当事者や第三者によつて援用されてきたが、国際司法裁判所（以下「ICOJ」という。）は、それらの主張を排斥し、右規則の適用を長らく回避してきた。⁽⁷⁾

ところが、一九九五年、ICOJは東ティモール事件において、貨幣用金事件後初めて右規則を適用し、第三者の法的利益が「審判対象」となつてることを根拠に管轄権の行使を控えるに至つた。この貨幣用金事件規則は、「管轄の根本原則」⁽¹⁰⁾にかかる問題故に解釈論上の議論も少なくなく、その適用には慎重を要するとの見解が根強い。かかる議論の状況の中、ICOJが貨幣用金事件規則の適用に踏み切った論拠とは、いかなるものであつたの

か。本稿は、東ティモール事件判決を中心に、ＩＣＪにおける貨幣用金事件規則をめぐる議論の展開をたどるとともに、これとともに蓄積されてきた学説上の議論を整理する。かかる作業を通じて、多数当事者紛争の実効ある解決のため、紛争解決システム全体の中での貨幣用金事件規則の位置づけを確認することが本稿の目的である。

二 貨幣用金事件規則の適用基準をめぐる從来の判例と東ティモール事件判決

まず、貨幣用金事件規則の適用基準をめぐる從来の判例を整理し、その上で、東ティモール事件判決の内容を確認する。

1 貨幣用金事件規則の適用基準をめぐる從来の判例

貨幣用金事件規則は、一九五四年の貨幣用金事件判決によって、国際司法裁判の歴史に登場することとなつた。まず、同事件の概要と判決を確認した上、東ティモール事件に至るまでの数々の事件を通して観する。

(一) 貨幣用金事件の概要及び判旨

一九四三年、英米仏三か国は、ローマのアルバニア国立銀行の金を押収したが、当該金の帰属に関し、アルバニア、イギリス及びイタリアによる権利主張が競合した。アルバニアは所有権を主張し、イギリスはアルバニアに対し以前に別件（コルフ海峡事件⁽¹⁾）で得ていた勝訴判決の履行として金の引渡しを要求し、イタリアはアルバニアの違法行為に対する損害賠償として金の引渡しを要求した。英米仏三か国が仲裁判断⁽²⁾を仰いだ結果、九〇日以内にイタリア又はアルバニアがＩＣＪに事件を付託しない限り、当該金は、アルバニアからイギリスに引渡されることが決定された。かかる状況のもと、本件は、上記アルバニア国立銀行の株式を所有していたイタリアが、かつてア

ルバニアの国内法によりこれを没収されたことにつきアルバニアの国家責任を主張し、損害賠償として金の返還を求めた事案である。しかし、本件付託につきアルバニアは同意しておらず、ICJの管轄権も受諾していないため、原告イタリアが、アルバニアの不在を理由に裁判所の管轄権を争つたという特殊な事案である。

本件で、裁判所は次のように判示した。金に対するイタリアの権利の存否を決定するためには、イタリアに対す
るアルバニアの国際違法行為の存否と損害賠償の要否の決定を要する。かかる決定にはアルバニアの国内法が国際
法に違反し、イタリアに対する違法行為を構成するか否かを決定する必要がある。これはイタリアとアルバニア間
の問題であり、アルバニアの法的利益は、決定に影響されるのみでなく「審判対象」を構成する。ICJ規程五
九条により、決定は当事者のみを拘束し、第三者の訴訟参加がなくとも裁判所の審理は妨げられないが、第三者的
国際責任の問題について、裁判所は、当該第三者の同意なく管轄権行使し得ない。⁽¹⁴⁾

かくして、本件で、裁判所は第三者の責任についてその同意なく裁判し得ないと、貨幣用金事件規則が打ち出
された。

次に、右規則の適用を求める一方当事者又は第三者（訴訟参加を申請した第三者又は訴訟参加宣言を行った第三者）
の主張を中心に、貨幣用金事件以後の諸事件を通観しておく。

（二）ニカラグアに対する軍事的活動事件（管轄権）の概要及び判旨

本件で、ニカラグアは、米国及び近隣の中米諸国が、反政府組織コントラに対する軍事的支援を行つてゐるとし
て、右諸国の行為が国連憲章二条四項ならびに米州機構憲章一八条、二〇条及び二一条に違反し、国際法違反を構
成する旨の訴えをICJに提起した。

米国の補佐人ムーアは、本件への貨幣用金事件規則の適用の必要を以下のごとく説いた。本件は、第三者の不在

によつて、米国とニカラグア間の権利義務関係を決定するに必要な事実及び法の認定が妨げられ、この状況は貨幣用金事件に等しいと論じた。その際の米国の主張は、米国の行為が、集団的自衛権（国連憲章五一条）の行使として、ニカラグアの行為に対抗するために必要かつ比例した合法な支援か否かを決定するには、関係する中米諸国⁽¹⁶⁾の存在が不可欠である、というものであつたために、この米国の主張は、判例・学説により貨幣用金事件規則と区別して不可欠当事者（indispensable party）論と称されている。⁽¹⁷⁾ I C Jは、右理論が I C J 規程及び判例に根拠を有しないとして排斥し⁽¹⁸⁾、国際裁判における不可欠当事者論を否定したが、その一方で貨幣用金事件規則の有効性まで否定したのではなく、本件で問題となつてゐる第三者は、貨幣用金事件におけるアルバニアと同じ状況にはないと判示した。

（三）リビア・マルタ大陸棚境界画定事件⁽¹⁹⁾の概要及び判旨

本件は、リビアとマルタの間の大陸棚境界画定訴訟に、イタリアが訴訟参加を申請し、その際、イタリアが、同国の訴訟参加がなければ、I C Jは裁判を行ひ得ないと主張した事案である。とくに、本件でイタリアの補佐人ヴィラリーは、本件と貨幣用金事件との類似性を指摘していた。⁽²⁰⁾ このイタリアの申請は却下されたが、I C Jは、本案判決でイタリアが権利主張していた区域を境界画定から除外したために、イタリアが不可欠の第三者（indispensable third party）とみなされたと解釈する学説もある。⁽²¹⁾ このように、本件と貨幣用金事件規則との関係につき、学説の理解は一致していないが、I C Jは、第三者の利益が「審判対象」であるか、「裁判の影響を受ける法的利益」であるかが問題であり、後者の場合、裁判所は最大限の決定を下さねばならないとして、右に述べたとおりの本案判決を下した。

（四）領土・島・海洋境界紛争事件⁽²²⁾の概要及び判旨

本件は、ホンデュラスとエルサルバドルの間で、両国とニカラグアを沿岸国とするフォンセカ湾の法的地位の決定等が求められた訴訟であるが、ニカラグアが訴訟参加を申請した際、自国の法的利益は「審判対象」を構成しており、訴訟参加が不許可の場合には裁判を行ってないと主張した。審理にあたつたＩＣＪ特別裁判部は、ニカラグアの法的利益は「審判対象」でなく裁判は阻止されないと判示した。⁽²³⁾ ただし、同国の利益が、「裁判の影響を受ける法的利益」ではあると認めニカラグアの訴訟参加を許可した。

以上のとおり、判例は、第三者の利益が「審判対象」であるか「裁判の影響を受ける法的利益」であるかを区別し、貨幣用金事件規則の適用基準は、第三者の法的利益が「審判対象」である場合という判断を五四年に打ち立て以来、その基準に則つた上で、(二)～(四)の事案につき貨幣用金事件規則の適用を否定してきた。

(五) ナウル燐鉱地事件の概要及び判旨

貨幣用金事件規則の適用基準は、一九九二年のナウル燐鉱地事件判決で、第三者の利益が「審判対象」に該当するかにつき、より精緻な基準が示されたことで、新たな局面を迎えるところとなつた。

本件でナウルは、かつて信託統治の共同施政国であったニュージーランド、英國（以下「関係国」という。）及びオーストラリアのうち、オーストラリアを相手に信託統治にかかる義務違反に起因する損害賠償等を請求した。本請求に対しオーストラリアは、信託統治協定上の義務にかかるいかななる決定も、関係国の責任を同時に判断するものとなり、これは、裁判所が紛争の付託に合意した当事者の権利義務関係のみを決定し得るという国際裁判の原則に反すると抗弁した。⁽²⁵⁾

右主張に対し、ＩＣＪは、オーストラリアの責任の決定が「関係国の法的地位に影響（incidences/implications）

を与える」としても、本請求の判断のために関係国の法的地位を決定する必要はなく、従つて管轄権の行使を控え得ないと判示した。⁽²⁶⁾ そして、オーストラリアの責任の決定の「先決事項」として関係国の責任を決定する必要はない、関係国の利益は「審判対象」を構成しないとして、貨幣用金事件と区別した。すなわち、本件ではICJは、「審判対象」の解釈を精緻化した上で、第三者の利益が請求の「先決事項」でないとした。

以上のように、ICJは、貨幣用金事件の後、ナウル燐鉱地事件まで、右規則を適用して管轄権の行使を控えたことはなかつた。

2 東ティモール事件判決

東ティモール事件で、ICJは、上記ナウル燐鉱地事件判決が精緻化した「審判対象」の解釈に則り、第三者の法的利益が請求の「先決事項」にあたるとして「審判対象」を構成することを根拠に管轄権行使を控えた。本件は、東ティモールの施政国であつたポルトガルが、オーストラリアに対し、オーストラリアとインドネシアの間の大陸棚の石油資源探索にかかる条約（以下「ティモール・ギャップ条約」という。）の有効性を争つて提訴した事案である。

東ティモールは、一六世紀以後、ポルトガルの植民地であつたが、一九七五年、インドネシアの侵攻を受け、翌年、インドネシアに併合された。この事態に対し、国連は、一九七五年、安全保障理事会決議三八四号及び三八九号で、東ティモール人民の自決権を確認しインドネシア軍の撤退を要求した。⁽²⁷⁾ その後、一九八九年、オーストラリアは、インドネシアの東ティモール併合を事実上承認した上で、インドネシアとティモール・ギャップ条約を締結した。ポルトガルは、こうしたオーストラリアの行為を違法として、一九九一年、同国をICJに提訴した。⁽²⁸⁾

オーストラリアは、主たる抗弁として貨幣用金事件規則の適用を求めた。本件は、請求を判断する前提として、インドネシアの侵略と占拠の合法性の決定を行う必要がある事案であり、同国の同意がない以上、ICJは管轄権⁽²⁹⁾を行使すべきでないという。

右抗弁につきICJは次のように応えた。オーストラリアが援用した貨幣用金事件判決で、「国家の国際責任の決定にあたり、裁判所は、その国の同意なくこれを行ひ得ない」という原則が確立している。⁽³⁰⁾ 右事件では、アルバニアの法的利益は裁判の影響を受けるだけでなく、「審判対象」を構成していた。一方ポルトガルは、本件は、オーストラリアの行為を問うものであり、インドネシアの行為と完全に分離し得ると主張したが、裁判所による検討の結果、オーストラリアの行為は、インドネシアがティモール・ギャップ条約を合法的に締結し得るか否かを初めに決定せずにには判断し得ないと裁判所は思料する。審判対象は、東ティモールに代わってインドネシアが大陸棚資源に関する条約締結権を有するか否かであり、裁判所は、インドネシアの同意なくかかる決定を行ひ得ないと⁽³¹⁾した。

なお、ポルトガルは、オーストラリアが侵害した権利は、対世的権利 (right erga omnes) であるから、第三者の行為の違法性にかかわらず、ポルトガルは、オーストラリアに対し個別に請求を提起できるとも主張した。裁判所は、人民の自決権が対世的性質を有することは認めるが、規範の対世的性質と管轄権の同意原則とは別個の問題であるとして、義務の性質を問わず、判決が、第三者の行為の合法性判断を含む場合、裁判所は裁判を行ひ得ないと応えた。⁽³²⁾ 裁判が第三者の法的利益に影響を与える場合でも裁判は行われ得るが、本件は、インドネシアの東ティモール侵略の違法性と条約締結権限の有無を決定することとなるため、同国の権利義務が「審判対象」を構成し、裁判所はインドネシアの同意なく裁判を行ひ得ないと判示した。⁽³³⁾

3 小 括

従来の I C J 判決は、貨幣用金事件規則の適用基準として、第三者の法的利益が、「審判対象」を構成する場合と判示してきた。⁽³⁴⁾ 東ティモール事件判決は、第三者の法的利益が「審判対象」を構成する場合は、係属中の請求の判断の「先決事項」となる場合という、ナウル燐鉱地事件で明確化された基準に則り管轄権の行使を回避した。本判決をもつて、第三者の利益が「審判対象」である場合は、請求の判断にとつてかかる利益が「先決事項」であることという基準が確立したと考えられる。

三 貨幣用金事件規則の適用をめぐる解釈論上の議論

二で取上げた判例の分析からは、ナウル燐鉱地事件及び東ティモール事件を経て、I C J は、貨幣用金事件規則の適用基準を第三者の利益が請求の判断の「先決事項」である場合とした。このことは、裏を返せば、第三者の法的利益が請求と「同時に決定される」場合には、貨幣用金事件規則を適用しないことを意味する。このように「先決事項」と「同時的決定事項」の間に分水嶺を設置する点につき、裁判官の中にも異論を唱えるものがあり、また、学説の批判も存在する。

以下、「先決事項」と「同時的決定事項」の識別の是非を中心に、貨幣用金事件規則の適用基準をめぐる議論を整理する。かかる作業を進めるにあたり、以下の観点から学説を分類する。まず、貨幣用金事件規則の適用基準をめぐる議論は、基準を緩やかにして規則の適用範囲を拡大するか、基準を厳格にして適用範囲を縮少するかという立場に分類し得る。そこで、学説を、「先決事項」に限らず—少なくとも「同時的決定事項」の場合には—適用範

囲を拡大して、第三者の法的利益への配慮を重視するか、「先決事項」に限定して（判例の枠組みに賛同するものほか、一層制限的なものを含む。）裁判の付託に同意した当事者の意思を重視するか、という観点から分類する。

1 貨幣用金事件規則の適用基準を緩やかに捉える見解

この見解は、貨幣用金事件規則が、第三者の利益保護に有意義であるという積極的な側面に着目し、そうした場合にこれを適用して管轄権行使を控えるべきと解する。

たとえば、サールウェイは、「先決事項」と「同時的決定事項」の差は、第三者の法的地位を「初めに (first ⁽³⁵⁾)」決定するか「次に (Secondary)」決定するかという時間の程度の差にすぎないと論じる。この見解の背景には、第三者の利益が請求の判断より「先に」決定されずとも、「同時に」決定されるなら、その利益を保護する必要があるとの問題意識がある。このように、第三者の法的利益が「同時的決定事項」であることを重視する意見は少なくない。

ナウル燐鉱地事件判決に反対意見を付したシュベーベル裁判官も、「請求の当否の判断にあたって、第三者の責任の決定が論理的的前提条件にあるか否か」は重要ではなく、むしろ決定的なのは「当事者の権利義務関係の決定が、実際には第三者の権利義務関係を決定することになるか」という点にあると指摘している。⁽³⁶⁾ そして、同裁判官は、オーストラリアがナウル独立に至るまで、共同施政国の一国として行動してきた状況に鑑み、同国が責を負うとなれば共同施政国も責を負うのであり、従つて、オーストラリア一国に対する請求は受理し得ないと論じた。⁽³⁷⁾ さらに、ジエニングス所長も、オーストラリアの責任を決定することが「不可避的にかつ同時的に他の二国の利益を決定することになる」⁽³⁸⁾との見解を示している。

2 貨幣用金事件規則の適用基準を厳格に捉える見解

以上の見解と対照的に、貨幣用金事件規則の適用基準を厳格にすべきとする見解は、右の規則が適用されると、裁判の阻止という重大な効果がもたらされることを危惧している。すなわち、当事者が合意して紛争解決を裁判所に求めていたにもかかわらず、第三者の法的利益の決定を避けるために、裁判が行われ得ないことを問題視するのである。⁽³⁹⁾ もつとも、こうした問題意識は有しつつ、「裁判の促進義務と裁判の同意原則」との調和点として、東ティモール事件判決の「先決事項」という適用基準を肯定する見解もある。

他方、貨幣用金事件規則の妥当性を、より強く否定する学説もある。この見解は、貨幣用金事件は、アルバニアが金の帰属につき利害関係を有しなかつた特殊な事案であり、そこで定立された規則を一般的に適用すべきでないと⁽⁴⁰⁾いう。この見解も、第三者の法的利益の保護に無関心な訳ではなく、第三者は、貨幣用金事件規則でなくI.C.J規程五九条の「既判力の相対性の原則」によって保護され得ると解する。⁽⁴¹⁾

3 貨幣用金事件規則の適用基準にかかる覚書

以上を踏まえ、貨幣用金事件規則の適用基準について本稿の見解を示し、その上で最後に、右規則の適用を回避するために必要な第三者の訴訟への関与の仕方を簡略に論ずる。

(二) 貨幣用金事件規則の適用基準

以上のような、貨幣用金事件規則の適用基準の寛厳の差は、必ずしも、管轄権の同意原則を重視するか、裁判の実現を重視するかという観点から一律に導かれるものではない。むしろ、上記の差は、訴訟の最小基本単位をいか

に把握するかに依存している。⁽⁴³⁾

この点、ナウル燐鉱地事件及び東ティモール事件での各裁判官の議論が示唆に富む。両事件では、貨幣用金事件規則につき同一の基準を採用しながら結論が分かれた。ナウル燐鉱地事件ではオーストラリア、英國及びニュージーランドの共同不法行為につきオーストラリアの行為のみが審判対象となると判断されたのに対し、東ティモール事件では人民の自決権の侵害につきインドネシアの行為と分離してオーストラリアの行為を審判対象とし得ないと判断された。

まず、ナウル燐鉱地事件で、判決と結論を一にするのは、シャハブディーン裁判官の個別意見である。同裁判官は、権利義務関係の共同が訴訟共同を帰結しないことを、英國法上の共同不法行為の規律を紹介しつつ説き、権利義務関係を共同にする複数国の一^部に対する判決が他国の責任を決定せず、訴訟ごとに同一の争点の判断が異なることを認める。⁽⁴⁴⁾

他方で、反対意見として関係国の利益は「審判対象」を構成すると解するものや、関係国の利益が不可避的に影響されると論じたものがある。⁽⁴⁵⁾

ナウル燐鉱地事件とは逆に、東ティモール事件では裁判が回避されたが、これにも反対意見がある。ウイーラマントリー裁判官は、後述のように、対世的権利も、帰属主体ごとに権利義務関係を個別化し得ることを論じ、また実際、領域権原にかかる事件もこれまで分離され個別化されてきたと論じている。⁽⁴⁶⁾さらに、スクビスゼフスキーオー裁判官も、多数当事者間で同時に同一の権利義務関係が決定されるナウル燐鉱地事件のような事件を受理した以上、本件もオーストラリアの責任を個別に追及するものとして分離し得ると説く。⁽⁴⁷⁾

また、こうした訴訟の個別化の視点は、ポルトガルの主張にも散見される。同国は、オーストラリアの行為の違

法性判断につき、インドネシアの行為と「分離する (separate)」⁽⁴⁸⁾と、また、第三者が違法行為を行つたか否かの問題にかかわらず、「個別的に (individually)」オーストラリアを訴え得ることを主張している。

以上のように、貨幣用金事件規則の適用基準をめぐる判例・学説の議論の実質は、「先決事項」か「同時的決定事項」かという時間的な先後を本質的要素とするのではなく、「訴訟の個別化」の可否に、結果的に「同時的決定事項」と「先決事項」というラベルを貼つたに他ならない。

もつとも、東ティモール事件の経緯からも読取れるとおり、「訴訟の個別化」の可否の判断もまた論者によつて分かれ得ることは事実である。この点、同事件でのウイーラマントリー裁判官の反対意見は、人民の自決権という対世的権利の性質を詳細に分析しており、個別権利義務関係ごとに訴訟の個別化の限界を検討する端緒となるものとして有意義である。⁽⁴⁹⁾

同事件でポルトガルは、対世的権利の侵害についてオーストラリアを個別に訴え得ると主張したが、ICJはインドネシアによる権利侵害の問題と分離し得ないと判断した。⁽⁵⁰⁾これに対して、ウイーラマントリー裁判官は次の解釈を展開した。同裁判官は、対世的権利 (*erga omnes right*) とは、オーストラリアに対する個別の *right erga singulum* と、インドネシアに対する個別の *right erga singulum* や *ius ad rights erga singulum* (ト線筆者) の集合であると説く。これら個々の権利は相互に依存せず、いかなる国による *right erga singulum* の義務違反に対しても、対世的権利 (*right erga omnes*) は、当該違反国に対し、*right erga singulum* として対抗し得るとこう。⁽⁵¹⁾

この見解は、各紛争主体ごとの単独訴訟進行を認める上で、権利実現の機会を確保する意義を有する。すなわち、複数主体を揃えて初めて当事者適格（ここでは被告適格）が充足されるとするのではなく、対世的権利を係争とする場合でも、訴訟の最小基本単位を可及的に小さくして、訴訟の個別化を図つてるのである。

もつとも、訴訟の個別化の基準が次に問われる。現在のところ、ICCJは、第三者の法的利益が「同時的決定事項」の場合は訴訟を個別化し、「先決事項」の場合は個別化せずに貨幣用金事件規則を適用する。貨幣用金事件規則の適用基準とは、すなわち訴訟の個別化の基準であり、現時点では「先決事項」が採用されている訳である。

(二) 貨幣用金事件規則の適用回避のための第三者の訴訟関与

最後に、貨幣用金事件規則の適用を回避するための、第三者による訴訟への関与のあり方として、いかなる行為が必要かを確認する。右規則適用の効果が、第三者の同意なく裁判を行い得ないことは明らかである。では翻つて、第三者が、訴訟に関与しない今まで裁判を勝手に進行させることに同意することで足りるなら、訴訟は原当事者のみで追行される。それが適正でないなら、第三者のいかなる行動をもって裁判は可能となるか。後者はとくに、貨幣用金事件規則の適用事案における訴訟参加の位置づけを問う作業となる。

(1) 第三者の同意の意義

東ティモール事件で、裁判所が管轄権行使に必要とした「第三者の同意」の意義については、小田裁判官が同事件の個別意見中で述べている。同裁判官は、本判決が必要であると論じたインドネシアの同意の意味は、同国の「訴訟参加」なのか、単なる「同意」なのか不明確であると説く。⁵²⁾

たしかに、第三者の権利義務関係こそが「審判対象」であるとき、第三者の「同意」のみでは、実際の訴訟の進行に不都合が生じ得る。この点は、ニカラグア事件の米国補佐人ムーアが論じたように、第三者不在のまま、事件の事実と法が解明され得るのかという問題が生じる。⁵³⁾裁判は、特定の当事者間で、被告の法的義務違反と原告の法的利益の侵害を争う以上、義務違反を行った当事者を被告の地位に据える必要がある。⁵⁴⁾

また、こうした実質的な必要性のみならず、理論的にも、訴訟を進行させるには第三者の法的利益を裁判所が決

定する必要があり、そのため第三者が「当事者」となる必要がある。⁽⁵⁵⁾ この相手方選択の適否については、貨幣用金事件でマクネア裁判官及びリード裁判官が指摘している。⁽⁵⁶⁾ 学説上も、第三者が紛争の「眞の当事者」⁽⁵⁷⁾と表現するものがある。すなわち、原告は、被告適格（当事者適格/*locus standi*）を欠く國を「形式上の当事者」に据えて訴訟を提起しており、当該被告は単独訴訟追行の資格を有しない。第三者こそが「眞の被告（true respondent）」なのである。⁽⁵⁸⁾

以上の理解を踏まえると、貨幣用金事件規則の適用を回避するに必要な「第三者の同意」とは、自國の権利義務関係を決定されることに対する單なる「同意」ではなく、当該第三者が「当事者」—形式上の当事者でも足りる。—の地位につくことを意味すると考えられる。

（2）貨幣用金事件規則の適用を回避するための第三者の訴訟関与

（1）の検討からは、第三者が当事者として訴訟に関与することが、訴訟の進行に不可欠であることが確認された。⁽⁵⁹⁾ この場合、第三者の訴訟関与の手段の一つとして言及されてきたのが訴訟参加である。ただし、貨幣用金事件規則の適用と訴訟参加の関係をめぐる議論は、判例・学説上さほどの蓄積はない。そもそも、訴訟参加の要件論や形態論が決着しておらず、両者の適用関係は一層混乱している。⁽⁶⁰⁾ 従つて、論者によつて前提している訴訟参加形態論の違いに留意しつつ、貨幣用金事件規則の適用回避を可能にする訴訟参加のあり方を整理する。

第一に、第三者が当事者として訴訟参加すること（以下「当事者参加」という。）を認める学説では、貨幣用金事件規則が適用され得る事件への訴訟参加は、影響を受ける法的利益を有する場合に比して「一層強く」認められる。⁽⁶¹⁾ もつとも、かかる学説も、国際裁判手続上、強制参加制度は存在しないから、第三者が任意に訴訟参加しない場合には裁判は行い得ないと認める。すなわち、当事者参加によつて貨幣用金事件規則の適用は回避し得る

が、訴訟参加が実現しなければ、裁判は回避されるという帰趨を辿る。

なお、三か国間で「管轄権の結びつき」を確保し、第三者に当事者参加させれば、正当な当事者を含む訴訟を係属させ得る程問題は簡単ではない。まさに「『第三の当事国』」の出現によつて、三国間の新たな『紛争』が再構成されることになる⁽⁶²⁾からである。この点、領土・島・海洋境界紛争事件の判決が、第三者の法的利益が審判対象をなす場合には、「より緩やかな基準を設けている」 I C J 規程六二一条の訴訟参加は正当化されると述べる点には疑問を呈さざるを得ない。「審判対象」と「影響を受ける法的利益」の差異を、同一の座標上で利益の大小に還元し得るかについては更なる検討を要するであろう。

他方、第三者が非当事者としてのみ訴訟参加すること（以下「非当事者参加」という。）を認める学説では、貨幣用金事件規則の適用を回避するためには訴訟参加は意味をなさない⁽⁶³⁾。この学説も、第三者が当事者として訴訟関与する必要を認めており、非当事者参加では第三者の訴訟関与のあり方として不充分だからである。もつとも、訴訟参加以外の代替案については、事例の集積を待つ必要があるといふ。

結論として、強制参加制度を有しない国際裁判においては、係属中の訴訟の審判対象の主体たる眞の当事者が任意に訴訟に登場しない限り裁判を行ひ得ない。審判対象の主体を決定するのは訴訟の個別化の可否であり、訴訟の個別化は係争権利関係や請求の態様その他、事案の状況に応じて判断される。東ティモール事件では、対世的権利の侵害についてオーストラリアとインドネシアの行為の違法性判断は分離し得ないものとされたが、ナウル憲鉱地事件では、複数国による共同不法行為について個別の請求が可能と判断された。いずれの結論にも異論が提起されている。

今後の課題は、権利義務の帰属、権利実現のための単独訴訟追行の可否すなわち当事者適格を有するものの範

團、さらに義務違反の際の責任の帰属といった、権利実現の一連の過程を統一的に規律するための法理論体系を構築することにある。貨幣用金事件規則の適用基準とは、まさに、そうした紛争解決過程の一つの段階において顕在化した問題と位置づけ得るからである。

四 おわりに

本稿の問題関心の焦点は、貨幣用金事件規則の適用基準の検討を通じて、多数当事者紛争の実効ある解決のため、紛争解決システム全体の中での貨幣用金事件規則の位置づけを確認することであった。

そこで、まずは、貨幣用金事件規則の適用基準について「二 貨幣用金事件規則の適用基準をめぐる従来の判例と東ティモール事件判決」にて、判例による議論の生成と発展を確認した。従来の判例は、右規則の適用基準として、第三者の法的利益が、係属中の訴訟の「審判対象」である場合には、裁判所は管轄権の行使を控えるという基準を打ち出していた。これに対し、ナウル燐鉱地事件及び東ティモール事件を経て、ICJは、こうした適用基準を、第三者の法的利益が、請求の判断にとって「先決事項」にあたる場合には、裁判所は管轄権を行使し得ないとして、「審判対象」であることの内容を明確化した。

さらに、「三 貨幣用金事件規則の適用基準をめぐる解釈論上の議論」では、判例が打ち出した基準に対する学説の評価を検討した。その結果、貨幣用金事件規則の適用をめぐる議論の背景には、管轄権の同意原則と裁判を行う義務という二つの考慮の相剋が存在することが明らかとなつた。学説も、貨幣用金事件規則が、裁判の阻止という効果と第三者の法的利益を同意なく決定しないという意義とを有することに鑑み、判例の基準に一定の評価を与えている。

しかしながら、上記の基準をめぐる議論を詳細に検討した結果、その背景には、一国の権利義務関係を訴訟外の関係国とのそれとは分離して、個別に訴訟に上呈し得るか、すなわち「訴訟の個別化」が可能かという判断が控えていることが明らかとなつた。ナウル燐鉱地事件及び東ティモール事件の判断に異論を唱えた裁判官の意見中には、かかる訴訟の個別化の可否の判断が分かれたために、結論を異にしたと考えられるものが少くない。

以上の考察を終えてなお残された課題は、訴訟の個別化の基準を定義し、実効ある紛争解決を図るために適正な訴訟の単位を検討することである。国家間の権利義務関係が緊密化し、「これらを二国間構造に還元することに困難が伴う法状況において」も、訴訟の個別化を通じた権利実現の意義と限界を確認する作業が肝要となる。

(1) Case Concerning East Timor (Portugal v. Australia), Judgment [Hereinafter cited as East Timor], *ICJ Reports* 1995, p. 90.

(2) 田畠茂一郎『国際法新講』(一九九一年・東信堂) 104頁、D. Carreau, *Droit international*, 6^e éd., 1999, Paris, p. 623.

(3) P. M. Dupuy, *Droit international public*, 4^e éd., Paris, 1998 [ci-après dénommé P. M. Dupuy, *Droit international public*], p. 413. 砂川和泉「国際司法裁判所の管轄権と第三国に関する」考察—同意原則を中心にして—岡山商科大学法学論叢九号(1990年)130頁。

(4) 本文の事態に対応するためICJは訴訟参加制度を有する。ICJ規程六二条及び同六三条は、一定の要件を充たす第三者が訴訟に参加し得る制度を一つの形態に分けて定めている。訴訟参加制度については、小田滋「国際司法裁判所における第三国の訴訟参加」国際法外交雑誌八四卷一号(一九八五年)1頁、杉原高嶺『国際司法裁判制度』(一九九六年・有斐閣)二九九頁、拙稿「国際司法裁判所における訴訟参加と紛争の相対的解決との交錯—対世的性質を有す

る権利関係にかかる訴訟を素材として—（一）～（五・完）」東京都立大学法学会雑誌四二巻一号（1999年）～四四巻一号（1999年）参照。

- (15) P. Palchetti, "La protection des intérêts d'Etats tiers par la Cour internationale de Justice : l'affaire de la frontière terrestre et maritime entre le Cameroun et le Nigéria", *Revue Générale de Droit International Public* [ci-après dénommée *RGDIP*], Vol. 107, 2003, p. 871; P. M. Dupuy, *Droit international public*, p. 494.

(16) P. Palchetti, *supra* note 5, p. 866; P. M. Dupuy, *Droit international public*, p. 493; S. T. Bernádez, "L'intervention dans la procédure de la Cour Internationale de Justice", *Recueil des Cours de l'Académie de Droit International de La Haye* [ci-après dénommée *RCADI*], Vol. 256, 1995, pp. 254-255; M. Shahabuddeen, *Precedent in the World Court*, 1997, Cambridge, p. 111. 兼原敦子「訴訟参加の要件としての『影響を受ける』法的利益」立教

学年刊（一九九八年）一六四—一六五頁。

(17) 杉原高嶺「国際司法裁判における第三者法益原則—その形成事情と適用基準の分析—」法学論叢一四四巻四・五号（一九九九年）一一一—一一頁。同論文は本規則を第三者法益原則と称する。「国際裁判と第三国」という視点から貨幣用金事件、ナウル燐鉱地事件及び東ティモール事件を解説する。田畠茂一郎・竹本正幸・松井芳郎編集代表『判例国際法』（1999年・東信社）四四九—四五五頁（杉原高嶺）。

- (18) L'affaire de l'Or monétaire pris à Rome en 1943 (Italia c. France, Royaume-Uni de Grande-Bretagne et d'Irlande du Nord et État-Unis d'Amérique), question préliminaire [ci-après dénommée L'Or monétaire], *CJ Recueil 1954*, p. 3. 本件の解説は E. Jouannet, "Le principe de l'Or monétaire à propos de l'arrêt de la Cour du 30 juin 1955 dans l'affaire du Timor Oriental (Portugal c. Australie)", *RGDIP*, Vol. 100, 1996, p. 677. 高野雄一編著『判例研究 国際司法裁判所』（一九九五年・東京大学出版会）一一一—一一〇頁（法瀬善男）。
- (19) P. M. Dupuy, *Droit international public*, p. 494 は、貨幣用金事件規則の適用範囲が制限される背景に國家責任の個

- 別化の問題があらわす指摘である。40-50 Ibid., p. 413参照。
- (10) 堀川光『国際訴訟序説』(1921年・鹿島研究所出版) 一八九頁。
- (11) L'affaire du Détröit de Corfou (Royaume-Uni c. Albanie), arrêt, *CJ Recueil 1949*, p. 4.
- (12) 長谷川義則著「⁴⁰P. A. Lalive, "L'affaire de l'Or monétaire Albanais (l'arbitrage du 20 février 1953)", *American Journal of International Law* [Hereinafter cited as *AJIL*], Vol. 48, 1954, pp. 438-460.
- (13) →O→ 規程第十九条は「裁判所の裁定は、当事権に及ぶべき事件の特徴の事件に關するのみ拘束力を有する」を規定す。
- (14) L'Or monétaire, *CJ Recueil 1954*, pp. 31-32. 原扣押争いを先決的抗弁の問題とする。田栗『通摺（註（△））書』[Hull]観。
- (15) Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Jurisdiction and Admissibility, Judgment [Hereinafter cited as *Nicaragua v. USA*], *ICJ Reports 1984*, p. 392.
- (16) *Pleadings, Oral Arguments, Documents* [Hereinafter cited as *Pleadings*], Argument of Professor Moore, Counsel for the Government of the United States of America, p. 256.
- (17) S. T. Bernárdez, *supra* note 6, pp. 255-256⁴¹ 貨幣取引金事件規則による共同欠損事由論を提出し後者を駁却する。
- (18) Nicaragua v. USA, *ICJ Reports 1984*, p. 431, para. 88.
- (19) Continental Shelf Case [Libyan Arab Jamahiriya v. Malta], Application by Italy for Permission to Intervene, Judgment [Hereinafter cited as *Libya v. Malta*], *ICJ Reports 1984*, p. 3.
- (20) *Pleadings*, Libya v. Malta, Réplique de M. Virally, Conseil du Gouvernement de l'Italie, p. 645.
- (21) C. Chinkin, "Symposium: The East Timor Case before the International Court of Justice", *European Journal of International Law*, Vol. 4, 1993, p. 221. ⁴²P. Palchetti, *supra* note 5, p. 869⁴³ →O→ 著の判決の利点が審

判対象である場合と、単に影響を受ける場合とで区別し、前者にて貨幣用金事件規則を適用したが、本件判決は、同規則の「いついた適用の限界を不明確なもの」と位置づけた。以上に闇し、Libya v. Malta, *ICJ Reports* 1984, p. 26, para. 43 及び本件判決にても、Continental Shelf Case (Libyan Arab Jamahiriya v. Malta), Merits Judgment, *ICJ Reports* 1985, p. 26, para. 21参照。

(22) Land, Island and Maritime Frontier Dispute (El Salvador v. Honduras), Application of Nicaragua for Permission to Intervene, Judgment [Hereinafter cited as El Salvador v. Honduras], *ICJ Reports* 1990, p. 92. 本件は、*シエラレオラン高嶺「領土・島・海洋境界紛争事件」*（カラグアの訴訟参加の申請）国際法外交雑誌九一巻二二号（一九九〇年）一一一一頁。

(23) El Salvador v. Honduras, *ICJ Reports* 1990, p. 122, para. 73. 本件は、一〇一初の回規程六一一条に基づく訴訟参加が詐可された事例であるが、事案の特徴を踏まえる必要がある。すなはち、本件では当事者ホンチラスが、フォンセカ湾の法的地位に、カラグアの訴訟参加に反対していなかった。次に、カラグアとホルサルバエルの間には、フォンセカ湾の法的地位が沿岸三か国による *condominium* である。一九一七年の中米司法裁判所判決が存在した (El Salvador v. Nicaragua, Central American Court of Justice, 1917, Translated and Reprinted in *AJIL*, Vol. 11, 1917, p. 674.)。本件で裁判部は、右判決の効果 (effect) ならず解釈の判断を求むられており、右判決の当事者カラグアの利益が認められ易い状況にあつた。この状況を、条約の解釈にかかる訴訟への条約締約国の訴訟参加の権利を認めた一〇一規程六一一条の状況に類似して、述べるが如きは、*Pleadings*, El Salvador v. Honduras, Argument of Professor Bowett, Counsel for the Government of Honduras, pp. 712-713.

(24) Affaire de certaines terres à phosphates à Nauru, exceptions préliminaires, arrêt [ci-après dénommé Certaines terres à phosphates à Nauru], *CJ Recueil* 1992, p. 240.

(25) Certaines terres à phosphates à Nauru, Preliminary Objections of the Government of Australia, para. 349.

- <<http://www.icj-cij.org>> ターベニアトとの抗議に際し、ナウルは、一〇二規程五九条によつて、第三回の権利や責任が決定されたことの反論として、(Ibid., Memorial of the Republic of Nauru, para. 262. <<http://www.icj-cij.org>>)。
- (26) Certaines terres à phosphates à Nauru, *CJ Recueil* 1992, p. 238.
- (27) 「<http://www.un.org/Docs/sc/>」八四四（一九七五年一一月一一日）及び同八九四（一九七六年四月一一日）を、<<http://www.un.org/Docs/sc/>> 参照。されど、本決議は拘束力を有しなど。D. Allard, *Droit international public*, 2000, Paris, p. 122 (H. Ascensio).
- (28) East Timor, *ICJ Reports* 1995, pp. 94-95, para. 10. 恒國は選択条項を取扱つてゐる。
- (29) East Timor, Rejoinder of the Government of Australia, paras. 88-100. <<http://www.icj-cij.org>> ターベニアトは、(a) ポルトガルの本請請求によつて、裁判所が管轄権又は裁判可能性能を失へとて判決を求む、(b) 選択的主張とする、ターベニアトの行為は、ポルトガル主張にかかる国際法上に立かるる権利侵害し得たるなど、との申立てである (East Timor, *ICJ Reports* 1995, p. 95, para. 10 and p. 100, para. 23.)。
- (30) l'Or monétaire, *CJ Recueil* 1954, p. 32.
- (31) East Timor, *ICJ Reports* 1995, pp. 100-102, paras. 24-28.
- (32) East Timor, *ICJ Reports* 1995, p. 102, paras. 28-29.
- (33) East Timor, *ICJ Reports* 1995, pp. 105-106, para. 35. 小田裁判官、ハヤベアチャイー、裁判官、リハラム、裁判官、トマソ・マトマト裁判官の各個別意見及びカーテン・リハルマー裁判官及びベクムスゼフスキ裁判官の名反対意見がある。
- (34) L'Or monétaire, *CJ Recueil* 1954, p. 32.
- (35) H. Thirlway, "The Law and Procedure of the International Court of Justice 1960-1989", *British Yearbook of International Law* 1990, p. 148.

International Law, Vol. 69, 1998, p. 50. もだ、*Ibid.*, p. 48 は、「カナダの利益が審判対象を構成しないとの裁判部の判断に疑問を呈す」。回國の訴訟参加がなむ場合は裁判を控へぬく事案であると論じる。

- (36) Dissenting Opinion of Judge Schwobel, *ICJ Reports* 1992, pp. 330-331.

- (37) *Ibid.*, pp. 342-343.

- (38) Dissenting Opinion of President S. R. Jennings, *ICJ Reports* 1992, pp. 301-302. 同様に、判断の必然的結果として関係国の法的地位が影響を受ける点に着目するには、波多野里望・尾崎重義編著『国際司法裁判所 判決と意見 第二卷（一九六四年—一九三四年）』（一九九六年・国際書院）四一六一四一八頁（広報和也）。

- (39) 曽我英雄「ICOにおける東チモール事件」専修法学六六期（一九九六年）一七六頁。C. Chinkin, "The East Timor Case (Portugal v. Australia)", *International Comparative Law Quarterly* [Hereinafter cited as *ICLQ*], Vol. 45, 1996, p. 717.

- (40) 稲原「前掲（註（～）謂々）三九頁及び国際司法裁判所研究会「東チモール事件」長大圖（稲原謹慎）国際法外交雑誌九七巻五号（一九九八年）。S. T. Bernárdez, *supra* note 6, pp. 256-257.

- (41) D. H. N. Johnson, "The case of the Monetary Gold Removed from Rome in 1943", *ICLQ*, Vol. 4, 1955, pp. 109-110; S. Roseine, *The International Court of Justice, an Essays in Political and Legal Theory*, 1961, Leyden, p. 333. また、H. Lauterpacht, *The Development of International Law by the International Court*, 1958, London, p. 342が、真の当事者たゞくも第三類が、法的利益を有しない又は無関心である場合にせば、当事者適格を欠くが現実の利益を有する形式上の当事者の訴えが却下される問題を指摘する。むしろ C. Chinkin, *Third Parties in International Law*, 1993, Oxford, p. 214参照。

- (42) ICO規程五九条は、常設国際司法裁判所規程制定の際に、同裁判所規程五七条 bis による、条約の解釈にかかる訴訟参加制度の規定中に間接的に定められ、後に独立の条項とされた (M. Shahabuddeen, *supra* note 6, p. 64.)。—

○一規程五九条の生成過程について、拙稿「福島参加国に対する判決効拡張と既判力の相対性の原則—国際司法裁判所規程六二二条を素材として—」中央学院大学社会科学研究所紀要四卷一號（1994年）一四一頁参照。

- (43) P. M. Dupuy, *Droit international public*, p. 494.
- (44) Separate Opinion of Judge Shahabuddeen, *ICJ Reports 1992*, pp. 286-292. 英国法上「*Chitty on contracts. Vol. I*, 27 ed., 1994, London, p. 893; *Clerk and Lindsell on Torts*, 17 ed., 1995, London, p. 148.
- (45) 前掲⁴³ Dissenting Opinion of Judge S. R. Jennings, *ICJ Reports 1992*, pp. 301-302。後者はOpinion dissidente de M. Ago, *ibid.*, pp. 326-328。⁴⁴ B. Stern, 20 ans de jurisprudence de la Cour Internationale de Justice, 1975-1995, 1998, The Hague, p. 753; B. Stern, "L'arrêt du 26 juin 1992 sur les exceptions préliminaires dans l'affaire de certaines terres à phosphates à Nauru", *Journal de Droit International*, Vol. 120, 1993, p. 683。⁴⁵ 共同施政国の「ある國が國のため未然に責任の譲渡せ、監禁國の責任と不可分であつて自動的に關係國の責任を決定せられるべき事。
- (46) Dissenting Opinion of Judge Weeramantry, *ICJ Reports 1995*, pp. 172-173.
- (47) Dissenting Opinion of Judge Skubiszewski, *Ibid.*, pp. 242-244.
- (48) East Timor, *Ibid.*, p. 102, paras. 28-29。この解説は曾我「前掲(註(3)) 譜文」17回貢。
- (49) J. Crawford, *The International Law Commission's Articles on State Responsibility, Interpretation, Texts and Commentaries*, 2002, Cambridge, p. 151は、国家責任法に関する条文一六条で、支援国責任の認定が被支援国行為の違法性に依存するたる、被支援国を当事者とする訴訟が現実のものとなるべき限り貨幣用金事件規則が適用され得るとの問題を指摘しており、権利義務関係の個別領域ごとに訴訟の基本単位を検討する必要がある。
- (50) P. M. Dupuy, *Droit international public*, p. 125。平成中(註(4))に述べた批判はC. Antónopoulos, "Effectiveness v. The Rule of Law Following the East Timor Case", *Netherlands Yearbook of International Law*, Vol. 27, 1996,

- pp. 91-92. たゞ」 *Ibid.*, pp. 94-95^セ、表世的権利による請求へ民衆訴訟 (*actio popularis*) の問題は異なつてゐる。
 ハレツ^セ。 M. Ragazzi, *The Concept of International Obligations erga omnes*, Oxford, 1997, pp. 212-214^セ。
- (51) Dissenting Opinion of Judge Weeramantry, *ICJ Reports 1995*, p. 172. 本裁判所の分析を評價せんが、 M.
 Ragazzi, *supra* note 50, pp. 137-139. 同様「論議 (註 (3)) 總長」 1 千頁。
- (52) Separate Opinion of Judge Oda, *ICJ Reports 1995*, p. 107.
- (53) *Pleadings, Argument of Professor Moore, Counsel for the Government of the United States of America*, p. 256.
- (54) S. R. Jennings, "General Course on Principles of International Law", *Collected Writings of Sir Robert Jennings*, Vol. I, 1998, p. 175.
- (55) 砂三「前掲 (註 (2)) 總長」 1 千頁。
- (56) Declaration of Judge McNair, *CJ Recueil 1954*, p. 35^セ、日本に対する請求を裁判所に係属せねば日本を被
 扱ふべしと提議せん。 Separate Opinion of Judge Read, *CJ Recueil 1954*, p. 38^セ、トルベニアが本件訴訟に
 必要不可欠の被告であり本件請求自体に欠陥があつたと述べる。また兼原「前掲 (註 (6)) 論文」 1 六七頁が、第三
 者は「実際の『訴訟の当事国』ではなくが、問題となつてゐる裁判所の審理・決定の対象である」といふ意味では、「當
 事國」なのである。いりやば、裁判管轄権に同意を述べてこなさにもかかねぬが、「当事國」にそれてしまつていいそ
 が問題なのであり、いかなる場合に、第三国がいの『当事国』になるかを決定する基準が「訴訟の主題」である」と指
 摘する。
- (57) 砂三「前掲 (註 (2)) 論文」 1 八九頁。
- (58) East Timor, *ICJ Reports 1995*, p. 100, para. 22^セ、「真の被告」 はハシネハドアルのオーストラリアの主張
 を唱えた。他方、L'Or monétaire, *CJ Recueil 1954*, p. 32^セ、紛争が現実にはアルベリトトイタリア間のものと認
 めた。 C. T. Oliver, "The Monetary Gold Decision", *AJIL*, Vol. 49, 1955, p. 221. 参照。

- (59) ノの問題を指摘した上で「裁判の影響を受ける法的利益」と「審判対象」の区別を論じるのは、兼原「前掲（註（6））論文」一六四—一七一頁。なお、P. Palchetti, *supra* note 5, pp. 882-883が、I-Cの管轄権行使の可否を左右するとして訴訟参加制度を論じてゐる点を参照。
- (60) 増川「前掲（註（10））書」一八九頁。判例は当事者参加を肯定するが、ノに占じては *El Salvador v. Honduras, ICJ Reports 1990*, p. 116, para. 56を回観。しかし現実には、ノの場合の訴訟参加は困難である。当事者ノに訴訟参加し得るたゞ、当事者ノに間に「管轄権の結びつき」が必要となるかへどある。M. Leigh, "Intervention in Judicial Proceedings-Interpretation of Article 62 of the Statute of the International Court of Justice", *AJIL*, Vol. 75, 1981, p. 951. たゞ、P. Palchetti, *supra* note 5, p. 879が、「管轄権の結びつき」を訴訟参加の要件とする場合、I-C規程六二条が沿文化（lettre morte）であるそれを指摘する。
- (61) 増川「前掲（註（10））書」一八九頁。K. Mbaye, "L'intérêt pour agir devant la CIJ", *RCADI*, Vol. 209, 1988-II, p. 334.
- (62) 兼原「前掲（註（6））論文」一七四頁。
- (63) *El Salvador v. Honduras, ICJ Reports 1990*, p. 116, para. 56.
- (64) 砂川「前掲（註（3））論文」一五四頁。S. T. Bernárdez, *supra* note 6, p. 257が貨幣用金事件規則の適用回避による訴訟参加が常に有効な解決とは限らないと述べる。